

日本側外貨資金勘定による海外渡航事務
処理系統について

(二五 五一 外務省)

(イ) 日本側外貨資金勘定による海外渡航を希望する者は、外務大臣
あて旅券下付申請書及び大蔵大臣あて外国為替許可申請書又は
輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令第六條第二
項の申請書を一括外務省に提出する。外務省は右申請書を直ち
にそれぞれあて先官庁あて送付する。(官吏の渡航の場合には
当該所属官庁から外務省あてに前記申請書を提出する)。

(ロ) 外務省に渡航の適否を審査するため関係官庁からなる渡航審査
協議会(以下協議会という)を設ける。

協議会は、外務次官を委員長とし、外務省管理局長、通商産
業省通商局長、経済安定本部貿易局長、大蔵省理財局長、科学
技術行政協議会事務局長を委員とし必要によりその他の関係省
の局長に随時出席を求める。